

職員の懲戒処分について

令和7年7月3日付けで次のとおり懲戒処分を行ったので報告する。

理事長 荒川 哲男

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
停職 3 か月	医師	優越的な関係を背景とし、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、院内における多くの労働者の就業環境を著しく害するとともに、当該行為により、一部の労働者を休職状態とし、退職を検討せざるを得ない状況とするなど組織秩序を著しく乱した。	社会福祉法人 大阪社会医療 センター職員 就業規則第 47 条第 4 項

(令和7年7月3日掲載)